

新型インフルエンザに関するお知らせ（日本からの出張者の感染事例の発生）

1. 先週、日本から出張で当地に来訪した邦人出張者が、新型インフルエンザに感染し、同行する出張者とともに数日間病院に隔離される事例が発生しました。本事案の概要は下記2. のとおりですが、当国では現在も新型インフルエンザの感染予防措置が取られており、入国後に感染が判明した際には、病院に隔離されることになっております。つきましては、日本から来訪者がある際にはこの点について予め十分留意の上、対応されるようお願いいたします。

また、今後休暇シーズンの終了にともない、諸外国からの帰任者も増加するため、外国人の新型インフルエンザ発症例も増加する可能性も排除されません。つきましては、皆様におかれては、インフルエンザの予防に意を用いていただくようお願いいたします。

2. 邦人出張の新型インフルエンザ発症事案の概要

(1) 当該出張者は、出張前、日本で高熱を伴うインフルエンザと思われる病状であったため、通院していたものの、担当医より陰性の診断書を入手し、体温も平熱近くまで下がったため、当地に出張されました。一方、当地に到着した際、空港設置のサーモセンサーチェックにて、平熱より若干高いとして問診を受けたものの、本邦医師より入手した陰性である旨の書簡を係官に提示したところ、検査結果は後日通報するので常時連絡がつくよう携帯番号等を明らかにするよう指示を受け、入国が許可されました。

(2) 翌日、空港検疫当局者より電話連絡にて、新型インフルエンザ陽性の検査結果が出たとして、宿泊ホテルに待機するように指示を受け、その後同行の出張者の方々とともに指定された私立病院に隔離されました。

(3) 最終的に、同行者は陰性が判明した上、陽性とされた出張者の方も病院でタミフルの投薬措置を受けた結果、陰性となったため、帰国されるに至りました。

3. インフルエンザの予防については、一般的に以下が有効とされています。

- (1) 十分な水・食糧の備蓄を行い、不要不急の外出は控える。
- (2) 外出する際は人混みを避ける。また、咳やくしゃみ等による感染を防ぐため、マスクを着用する。
- (3) 積極的に手洗いやうがいを行う。
- (4) ウイルスは粘膜を介して感染するので、うかつに目、鼻、口などの粘膜部分に手で触れない。
- (5) 発熱や咳などインフルエンザと似た症状がみられた場合には、迷わず現地の医療機関の診療を受ける。
- (6) 薬局で入手可能な用品を購入し備える。
 - ・ サージカル マスク (Surgical Mask)
 - ・ 手袋 (Plastic Glove)
 - ・ 消毒薬 (Disinfectant) エタノール (Ethanol) 次亜塩素酸 (Sodium Hypochlorite)
 - ・ 手指消毒薬 (Hand Disinfectant 又は Hand Rub)

(相談先)

○大使館連絡先

電話：(代表) 011-2687-6564 (担当) 藤嶋医務官